

平成31年第2回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 平成31年2月26日(火)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 教育長 小畑 幸彦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 根来 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 松岡 秀樹
理事兼学校教育課長 丸田 浩之
生涯学習課長 中野 裕夫
文化財課長 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 1人
- 7 記録係 参事兼教育総務課長補佐 松戸 幸二
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事

臨時代理事務 臨時代理の報告について(平成30年度多賀城市
報告第2号 一般会計補正予算(第6号)に対する意見)

臨時代理事務 臨時代理の報告について(平成31年度多賀城市
報告第3号 一般会計予算に対する意見)

議案第4号 多賀城市史跡管理員設置規則の一部改正について

報告第1号 周知の埋蔵文化財包蔵地(山王遺跡)の範囲変更(拡大)について

日程第5 その他

教育長

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年第2回定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、平成31年第1回定例会及び第1回臨時会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、樋渡委員、根來委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより、本会議に入ります。

はじめに事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。副教育長。

副教育長

それでは諸般の報告を申し上げます。

議案資料の2ページをお願いいたします。諸般の報告、平成31年第1回教

育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係ですが、1月31日、「平成30年度宮城県市町村教育委員会協議会教育委員・教育長研修会」が仙台市内で開催され、小畑教育長、浅野委員、菊池委員、樋渡委員が出席しました。

2月1日、「平成30年度多賀城市教育功績者等表彰式」が市役所で開催され、個人21名と2団体の方々に表彰状を授与しました。

2月8日、「平成30年度仙台管内教育委員会協議会教育委員研修会」が利府町で開催され、樋渡委員、根来委員が出席しました。

2月8日から3月7日までの28日間の会期で、「平成31年第1回多賀城市議会定例会」が開催されております。教育委員会関係の議案では、本日、臨時代理事務報告をいたします「平成30年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）」について、原案のとおり可決されました。また、「平成31年度一般会計当初予算」については、2月25日から予算特別委員会で審議されております。一般質問は、2月21日及び22日に行われ、教育委員会関係は、6名から8件の質問が通告されています。

次に学校教育課関係ですが、2月7日、「平成30年度教育研究論文表彰式及び学校運営研修会」が多賀城市文化センターで開催され、市内小中学校の先生方から応募のあった11点の教育論文に対して、内容が特に優れている論文2点を優秀賞として教育委員会で表彰し、受賞者から論文の発表がありました。

また、引き続き行われた学校運営研修会では、4校の教員が実践研究の成果を発表しました。

小中学校のインフルエンザの流行については、うがいや手洗いの励行等、予防策の徹底を指導してまいりましたが、2月に入っても複数の学校で学級閉鎖の措置をとっています。各家庭に予防策の徹底を啓発するとともに、流行が広がらないよう学級閉鎖等の措置を適切に行うよう情報収集に努めてまいります。

次のページお願いいたします。

次に生涯学習課関係ですが、1月28日、「平成30年度第2回多賀城市立図書館運営審議会」が市役所で開催され、平成30年度事業の進捗状況等について報告しました。

2月1日、青少年健全育成多賀城市民会議主催の「平成30年度青少年善行者表彰式」が市役所で開催されました。個人の部では、ジュニアリーダーとして活躍した高校生3名及び小学校の下校途中で怪我をした児童の介抱に尽力した山王小学校6学年児童6名が、団体の部では、自校のあいさつ運動にとどま

らず、学校の垣根を越え、隣の小学校児童とあいさつを交わす活動に取り組んだ東豊中学校生徒会役員及びあいさつ運動の中で、登校を躊躇している小学校1学年児童に声を掛け登校を促す活動を行った東豊中学校第3学年委員会が表彰されました。

2月2日、生涯学習100年構想実践委員会主催の「第14回ゆめ大会」が文化センターで開催され、市内小中学生代表者10名が「未来のゆめ」について意見発表を行い、300名が耳を傾けました。また同大会では、多賀城市立第二中学校吹奏楽部の演奏のほか、やかもち鍋が振る舞われました。

2月5日、「平成30年度第3回多賀城市社会教育委員会議」が市役所で開催され、平成30年度社会教育関係事業の進捗状況の報告及び協働教育事業の評価並びに平成31年度社会教育事業計画の概要を説明しました。

次に文化財課関係ですが、2月15日、平成30年度多賀城鹿踊連絡協議会を市役所201会議室で開催し、平成30年度の活動報告と今後の活動について協議を行いました。

以下、4ページ以降は、社会教育事業等の実施状況でございます。4, 5, 6, 7, 8ページまでとなっております。8ページをお願いいたします。

8ページ下段ですが、平成31年2月26日提出、教育長名、以上で諸般の報告を終わります。

教育長

それではただいまの報告について質疑がある方。根来委員。

根来委員

一点質問させていただきます。生涯学習課関係の東豊中学校の活動が表彰された部分なんですけど、この表彰されたこの東豊中学校の内容ってすごく素晴らしいことだと思うんですね。こういうことを他の学校の児童生徒に伝えるってことは行ってるんでしょうか。もしあればその方法を教えてください。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

まず、直接的に学校さんの方に、今回東豊中学校さんでこの表彰がありましたというようなアナウンスは私共の方からはしておりません。ただ、それぞれその表彰式にはすべての学校長がいらしておりますので、まずそこでその事案の共有化が図られているということが一点ございます。

あとは直接的にこの表彰に限った話ではないんですけども、こういった取り組みにつきましては、各学校において登下校の見守り活動などを実施している等々もございますので、そういったところからいろいろ更なる進化発展して

いく動きがあるんだというふうに期待している部分がございます。

教育長

浅野委員。

浅野委員

今の善行者表彰の東豊中学校ですね、特に小学校1年生の登校する子供たちへの声かけて大変素晴らしいなと思って。ちょうどたまたま東豊中学校とそれから東小学校の置かれている位置関係がたまたまそれをしやすいという場所的ないい条件があったということは確かですけども、それはそれとして、条件が良くても本人たちにやる気がなければ、それをいろいろ私も終わってから東豊中の校長先生とこのことについてもっと詳しく聞かせてといろいろな話伺ったんですけども、それに対して子供たちの活動に、これ3年生ですけども3年生の先生方の指導というよりも声かけが非常に適切な、うまくあの3年生の子供たちがそういうふうな行動を促すような、先生方たちもどこまで意図的にしたかどうかはわかりませんが、結果的に非常にこうなんて言うんですか、子供たちのそのそういうふうな行動をうまく誘導するような指導になったというふうなことで、今までいろんなこういうふうなことで表彰がありましたけれども、その中でもちょっと変わったケースだし、その変わったケースの変わり方が非常にこうなんて言うんですかね、今の学校の課題に形の変えようによってはいろんなのに応えられるようなその活動になったというのを基本的にすごく素晴らしいなと思いますので、できるだけいろんな面で私もそうしたことで話はしていきたいと思っておりますけれども、あらためてそういうふうなことで教育委員会でもそういう話があったということを何かで東豊中学校の方に伝えていただければと思います。

教育長

他にございませんか。樋渡委員。

樋渡委員

よろしいですか。このことに関しまして私も記憶が定かではないんですけども、東小学校の卒業式か入学式か中学校だったかはっきり覚えてないんですが、新入生を在校生が手を引いて送っていく姿がとても素晴らしくて、こういう取り組みされてるんだなあとてもいいと思った時があったんですね、それは縦割りにも浅野先生がおっしゃったように、その地理的事もあるかもしれないんですが、やはりそういう学年を越えてやはり交流するってことの素晴らしさがあるんじゃないかなと思いました。

もうひとつ教えていただきたいんですけども、7ページのところで2月4日に家庭教育事業の入学説明会の機会を活用した子育て講座というのが高崎中

学校で、2月5日に同じように第二中で行われてるんですが、他の中学校とかはいかがなんでしょうか。もしご存知でしたら予定なんかありましたら教えていただきたいと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

こちら家庭教育事業ということで、いわゆる児童生徒の保護者を対象として実施しているもので、市内10校ですべからく今年度も実施しております。ただ、それぞれの学校においてそのタイミングが違うんですね。どの時期を狙うか。できるだけそれぞれの学校の様々な諸行事の中で、多くの保護者の方、ご父兄の方がいらっしゃるタイミングを狙うということをやっておりますので、今回の諸般の中では、記載の学校だけとなっておりますが、すでに過去を振り返ってみますと、他の方で実施した内容も掲載させていただいております。

教育長

他に質問ありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認いたします。

日程第4 議事

臨時代理事務 報告第2号 **臨時代理の報告について（平成30年度多賀城市
一般会計補正予算（第6号）に対する意見）**

教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第2号「臨時代理の報告」について（平成30年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）に対する意見）を議題といたします。
内容につきましては、各課長から説明をいたします。

副教育長

それでは、臨時代理事務報告第2号についてご説明を申し上げます。議案の10ページをお願いいたします。

臨時代理事務報告第2号についてですが、これは、12ページですが、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平

成30年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）の調製について意見を求められました。委員会の招集する暇がなかったことから、11ページにありますように、平成31年1月25日に臨時代理により異議ない旨回答したので、報告するものです。

当該補正予算につきましては、市議会第1回定例会に提案され、2月15日開催の本会議において原案のとおり可決されております。

それでは、「平成30年度多賀城市一般会計補正予算（第6号）」の教育委員会関係分について、ご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、別冊の資料、臨時代理事務報告第2号資料をお願いいたします。

2ページ、3ページをお開き願います。

歳入予算の、全体の表でございます。3ページの表、一番下に、一般会計予算の歳入の合計額が出ておりますが、補正額、右から2列目の欄で、20億6千949万3千円の減額で、補正後の総額を、316億981万5千円とするものでございます。

次の4ページ、5ページは、歳出の全体の表でございます。4ページの表の下から5行目に、10款教育費がございますが、教育費の補正予算額につきましては、右から2列目の補正額の欄、6千245万5千円の減額で、補正後の予算額は、その右隣り、44億2千404万2千円となるものでございます。

今回は、1項の教育総務費から5項保健体育費までの補正になります。その内容につきましては、順に、それぞれ担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、歳出から内容をご説明いたします。26、27ページをお願いいたします。

表の下段でございますが、10款1項2目事務局費で、補正額の欄ですが、499万円の減額補正でございます。これは、説明欄、教育総務課で、1、幼稚園就園奨励費補助事業に係る減額で、補助金は、保護者の所得区分等により算定されますが、所得区分の実績見込みによる減額でございます。次のページをお願いいたします。

10款2項1目小学校の学校管理費で、2千43万2千円の減額でございます。説明欄、教育総務課、1の学校環境整備事業は、財源の組み替えでございます。これは、昨年第4回市議会定例会において補正予算のご承認をいただいた、学校施設へのエアコン設置に係るもので、特例交付金対象と見込んでおりました、校長室、職員室、事務室が交付対象外と交付決定されましたので、その分に係る事業費の財源組み替えを行うものでございます。内容につきましては、歳入でご説明申し上げます。

次に、2の学校環境整備事業・城南小学校の15節工事請負費の2千20万円の減額でございます。これは、当初予算において、城南小学校のプール管理棟の経年に伴う改修工事費として3千140万円を計上し、改修を行う予定としておりましたが、当該管理棟が、コンクリートブロック造りの構造であることから、昨年6月に発生いたしました大阪北部地震において、ブロック塀倒壊の事故が発生したことに鑑み、児童の安全利用により万全を期すための検討を行ったところでありました。

加えて、現在の管理棟の更衣室スペースが手狭でもあったことから、安全性の確保ができ、現在からより広い2.5倍の更衣スペースも確保できる「旧留守家庭児童学級・もみじ学級」の建物を活用することといたしました。

その為、更衣室として使用する男女の間仕切り等設置のための改修を行い、併せて、老朽化に伴う安全対策として、プールサイドの平板改修工事、フェンスの更新等を、1千120万円で行うこととしたものであり、そのことから、当初予算3千140万円からの必要工事費の残額、2千20万円を減額補正するものでございます。

なお、現在の管理棟は、機械庫、物品庫として使用することとし、トイレにつきましては、プール使用期間中、プール脇に、仮設水洗トイレを設置することとしております。

ここで、繰越明許費についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、この資料の6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の補正ですが、下から3行目、10款教育費 2項小学校費、学校環境整備事業・小学校につきましては、御説明申し上げました、小学校エアコン設置事業でございます。本年1月に設計業務に係る委託契約を締結し、今後、設計業務が完了後、業務発注を進めてまいりたいと思いますが、年度内完了が見込めないことから、設計業務委託料1千800万円、及び、工事費4億5千300万円、計4億7千100万円全額について繰越明許費を設定するものでございます。

なお、事業完了時期につきましては、設計業務完了時期が6月末と見込まれ、今後の全国的な機器、設置事業者への発注の集中状況等に鑑み、設置完了時期は、来年平成32年3月末となる見込みでございます。

次にその下、学校環境整備事業・城南小学校につきましては、ご説明申し上げました、プール管理棟改修に係る検討に時間を要したため、ご説明いたしました工事費に事務費を加えた、1千125万円について、年度内完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

なお、事業完了時期につきましては、本年6月上旬を予定しております。

恐れ入りますが、再度、28、29ページにお戻り願います。

学校教育課長

学校教育課の説明欄1、夏休み学校プール管理運営事業[小学校]ですが、23万2千円の減額補正は、プール開放日が予定より少なく、プール監視員賃金の減によるものでございます。

2目教育振興費で101万2千円の減額補正でございます。20節扶助費で、説明欄1、就学援助事業[小学校]ですが、57万1千円の減額は、修学旅行費の事業費確定によるものでございます。

説明欄2の特別支援教育就学奨励事業[小学校]ですが、44万1千円の減額は、学用品費と学校給食費の事業費確定によるものでございます。

副教育長

次に、10款3項1目中学校の学校管理費で、16万2千円の減額でございます。説明欄、教育総務課、1の学校環境整備事業は、財源の組み替えでございます。これは、2項小学校でご説明いたしましたと同様に、中学校施設へのエアコン設置に係る、特例交付金対象と見込んでおりました、校長室、職員室、事務室が交付対象外としての交付決定がありましたので、財源組み替えを行うものでございます。内容につきましては、歳入でご説明申し上げます。

ここで、繰越明許費についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、再度6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の補正ですが、一番下の行、10款教育費、3項中学校費、学校環境整備事業・中学校ですが、御説明申し上げました、中学校エアコン設置事業に係る設計業務委託料1千200万円及び工事費2億3千600万円、計2億4千800万円全額と、並びに、当初予算でご承認いただいた第二中学校を除く、3つの中学校のトイレ洋式化工事と、トイレ内老朽設備の改修工事を行っておりますが、当初見込みよりも設備改修必要箇所が増え、事業調整に時間を要したため、580万6千円について、合わせて、2億5千380万6千円、それぞれ、年度内完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

なお、エアコン設置事業の完了時期につきましては、小学校同様、来年、平成32年3月末を、3中学校のトイレ内老朽設備の改修工事の完了時期は、長期休み期間中の施行を行い、本年9月を予定しております。

恐れ入りますが、再度、28、29ページにお戻り願います。

学校教育課長

学校教育課、説明欄1、夏休み学校プール管理運営事業[中学校]ですが、16万2千円の減額補正は、プール開放日が予定より少なくプール監視員賃金

の減によるものでございます。

2目教育振興費で125万1千円の減額補正でございます。

20節扶助費で、説明欄1の就学援助事業[中学校]ですが、125万1千円の減額は、修学旅行費の事業費確定によるものでございます。

文化財課長

続いて、30、31ページをお開きください。

4項9目「埋蔵文化財調査センター費」で3千857万3千円の減額補正でございます。

説明欄1の埋蔵文化財緊急調査事業（補助）につきましては、補正額に増減はございませんが、3月に着手する発掘調査2件分の表土掘削に係るバックフォワー等借上料が不足することから、1節の報酬を減額し、14節の機械借上料に組み替えるものでございます。

なお、減額する遺物整理作業に従事する非常勤職員報酬につきましては、調査件数は当初見込んだ8件から20件に増加したものの出土遺物が少なかったことから、当初予算の7割程度にとどまる見込みであるため、減額した予算額で間に合う予定でございます。

次に、説明欄2の埋蔵文化財調査受託事業の1千283万4千円の減額補正は、当初3件で6,400㎡の発掘調査を予定していたところ、4件で、6,700㎡と5%ほど調査面積が増加いたしました。発見遺構や出土遺物が少なかったこと、また、表土掘削を行うためのバックフォワー等、重機の提供が事業者からあったことから、これら調査に係る1節報酬から14節使用料及び賃借料までの費用を減額するものでございます。

次に、説明欄3の埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）で1千947万2千円の減額補正ですが、当初、住宅建築等に伴い、14件で840㎡の調査を想定していたところ、3件で410㎡の調査にとどまったため、これら調査に係る1節報酬、11節需要費、14節使用料及び賃借料等の費用を減額するものでございます。

また、13節の印刷業務委託料の減額は、より緊急性の高いほ場整備の発掘調査に調査員1名を充てたため、平成30年度で計画していた報告書の作成を次年度へ持ち越すことによるものでございます。

次に、説明欄4の埋蔵文化財調査受託事業（ほ場整備）の626万7千円の減額補正は、表土掘削を行うための重機提供が事業者からあったこと、及び、休憩施設や作業員駐車場が既設のものを利用できたことにより、駐車場整備の山砂等購入費や機械、施設の借上料等、調査に係る費用を減額するものでございます。

学校教育課長

32・33ページ中段になります。5項2目学校給食管理費で、618万5千円の減額補正でございます。

学校給食センター説明欄1、学校給食調理事業でございますが、11節需用費で120万円の増額は、光熱水費の増加によるものでございます。

13節委託料で738万5千円の減額は、食材発注業務の食数減によるものでございます。

副教育長

続きまして、恐れ入りますが、7ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございます。繰越明許費のうち、ただ今歳出の補正予算に併せてご説明申し上げましたもの以外について、ご説明申し上げます。

表の上段、10款3項中学校費、学校環境整備事業・多賀城中学校533万円につきましては、昨年第4回定例会においてご承認いただきました、多賀城中学校野球グラウンド東側に設置を予定しておりました防球ネット設置につきまして、本年1月に入札を行いました。不調となり、再度、今月入札を行い業者が決定いたしました。年度内完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

なお、完成予定は、本年4月末を予定しております。

文化財課長

次に、4項社会教育費、特別史跡多賀城跡復元整備事業で、4億1千984万4千円の繰越明許費を設定するものでございます。これは、多賀城南門等復元整備関係の事業費で、平成30年第4回定例会において補正予算を計上いたしました4億2千万円のうち、本年度で実施する盛土工事に伴う樹木伐採等の委託料15万6千円を除いた全額を翌年度に繰り越すものでございます。

今回、繰り越しをさせていただきますのは、国庫補助金の交付決定が2月1日付けで通知され、補助対象事業の着手が交付決定後となるために、年度内での業務完了が見込めないためでございます。

なお、盛土工事や南門建築の木工事など、繰り越し分の業務完了は、平成32年3月31日を予定しております。

副教育長

続きまして、8ページをお願いいたします。

債務負担行為のご説明を申し上げます。第3表 債務負担行為補正でございます。

これは、複数年契約を締結する業務や、新年度当初から業務が開始となるため、本年度中に契約等の事務処理を行う必要があるものについて、債務負担行

為として設定するものでございます。

なお、この債務負担行為に係る具体的な予算措置につきましては、新年度以降の各年度の歳出予算に計上するものです。

表の各事項に記載の業務の、追加の期間及び限度額並びに変更後の期間及び限度額は、それぞれ記載のとおりでございまして、教育委員会が関係する業務がある事項を太線で囲んでおります。

その内訳などの詳細につきましては、35ページから39ページに記載しております。

こちらの資料によりご説明させていただきますが、経常的な業務の説明を省略させていただくこととし、新規に設定するものや、業務内容等に特に変更のあったものについて説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、39ページ、表の上段の「パソコン借上料」ですが、変更後の限度額を1億7千963万9千円とするものであり、内訳の1「多賀城小学校及び山王小学校教育用パソコン等の借上げ」326万6千円につきましては、昨年11月に借上げ期間満了を迎え、更新を行う予定でしたが、世界的なコンピュータのCPU不足により、更新が困難となったことから、本年度末まで現機種を継続借上げし、新年度からの新規更新を行うために債務負担を変更するものでございまして、それぞれ40台分でございます。

生涯学習課長

続いて、2の施設予約システムパソコン等借上げ業務の553万2千円でございますけれども、これは、市民会館、各公民館、市民活動サポートセンターや体育施設等の施設の予約、そして管理に使用する専用端末及び関連機器の借上料を設定するものでございます。パソコン11台、タブレット端末3台に係る経費でございます。

続いて、その下の業務支援システム借上げ料でございます。変更後の限度額を1億3千686万3千円とするものでございますが、そのうち2の「施設予約システム借上」の940万8千円でございますけれども、こちらは施設予約システムのソフトの使用料でございます。設定期間につきましては、本年4月から平成35年度末までの5年間とするものでございます。

学校教育課長

続きまして、各種管理業務等委託 変更後限度額4億1千292万9千円とするものでございます。

内訳2、学校用務員（小学校）405万円の増額と内訳3、学校用務員（中学校）270万円の増額は、消費税の増税分でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

副教育長

次に、歳入のご説明を申し上げますので、14ページ、15ページをお願いいたします。

表の下段となりますが、14款2項5目教育費国庫補助金で、補正額の欄で、896万4千円の減額です。

1節幼稚園費補助金で、66万9千円の減額ですが、これは、歳出でご説明申し上げました、幼稚園就園奨励費補助金に対する補助金でございまして、補助対象額の3分の1に、調整率を乗じた金額と、計上済み額との差額を減額するもので、補助対象所得階層の実績見込みによるもの、及び、今年度の調整率見込みが、当初の0.77から、補正予算作成時において県から示されました、0.81になることなどによるものでございます。

次に、2節小学校費補助金で468万3千円の減額で、説明欄1、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の減額446万5千円ですが、次のページをお願いいたします。これは、歳出でご説明申し上げました、小学校のエアコン設置事業に係る国の交付金で、当初見込んでいた、校長室、職員室、事務室が対象外とされたため、当該部分を補助基準額から減額し、事務費を加算したものが、補正後の額となるものです。交付率は、3分の1でございます。

学校教育課長

説明欄1、特別支援教育児童就学奨励費補助金ですが、事業費確定に伴い、21万8千円を減額するもので、国の補助率は2分の1でございます。

副教育長

次に、3節中学校費補助金で361万2千円の減額で、説明欄1、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の減額ですが、これは、2節小学校費と同様に、当初見込んでいた、校長室、職員室、事務室が対象外とされたため、当該部分を補助基準額から減額し、事務費を加算したものが、補正後の額となるものです。交付率は、3分の1でございます。

次に、18、19ページをお願いいたします。

次に、15款2項8目教育費県補助金で、327万5千円の補正増でございます。

2節幼稚園費補助金で346万2千円の増額は、説明欄、宮城県被災幼児就園支援事業費補助金の増額で、対象となる園児が当初見込み44人から73人と増加が見込まれることから、計上済み額との差額を増額補正するものでございます。補助率は10分の10でございます。

学校教育課長

3節小学校費補助金7万1千円を減額補正するものでございます。

説明欄 1、宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金、宮城県被災児童就学支援事業費補助金でございますが、事業費確定に伴い、減額するもので、県の補助率は10分の10でございます。

4節中学校費補助金11万6千円を減額補正するものでございます。説明欄 1、宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金、宮城県被災生徒就学支援事業費補助金でございますが、事業費確定に伴い、減額するもので、県の補助率は10分の10でございます。

次のページをお願いいたします。

文化財課長

次に、20款4項3目教育費受託事業収入の1節社会教育費受託事業収入で、1千910万1千円の減額補正でございます。説明欄 1、埋蔵文化財発掘調査受託の減額は、歳出で御説明申し上げました、埋蔵文化財調査受託事業及び埋蔵文化財調査受託事業（ほ場整備）の事業費減額に伴う補正でございます。

学校教育課長

ひき続きまして、下段をお願いいたします。

5項2目雑入で529万9千円の増額補正でございます。5節学校給食費実費徴収金で697万2千円の減額補正でございますが、その内訳は学校給食センター、説明欄 1、小学校給食費実費徴収金で292万円の減額、次のページをお願いいたします。

説明欄 2、中学校給食費実費徴収金で405万2千円の減額でございます。これは、歳出の際にご説明いたしましたとおり、小・中学校の給食の食数減によるものでございます。

副教育長

次に、次のページをお願いいたします。24、25ページでございます。

21款1項4目教育債で、1千800万円の減額補正ですが、1節小学校債で、1千20万円と、2節中学校債で780万円のそれぞれ減額補正をするもので、歳出でご説明申し上げました、小学校及び中学校の空調設備整備を行う、学校環境整備事業における財源組み替えに伴い、市債額の減額を行うものでございます。

これで歳入の説明を終わりました、以上で、平成30年度多賀城市一般会計補正予算第6号の教育委員会所管分の説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。浅野委員。

浅野委員

直接のあれではないんですけども、給食費のことですね。中学校の生徒の

場合は一食298円ということによろしいですね。小学校の方は254円ということですよ。ざっくりばらんに去年あたり随分仙台市でいろんな問題が出てきて、詳しい仙台市の事情はよくわかりませんが、なんとなく給食費全体の流れの中でああいうふうになっていくのは、ある意味仕方ないのが出てくるのかなとよんでいたんですけれども。今年度の新しい予算、給食費についてもいろいろ問題が出てくると思いますけれども、今現在として学校教育課としての見通しとしては、いわゆる仙台市のような問題についてはどうですか。起こるか起こらないかっていう言い方はおかしいんですけれども、こちらとしてはどんなふうにとらえているのでしょうか。

教育長

学校教育課長。

学校教育課長

今のお答えは、給食費というよりも栄養価と捉えてよろしいでしょうか。

浅野委員

ええ、そうです。要するに全体として多賀城市の学校給食の質っていうんですかね、それがそのいわゆる子供たちや保護者にとってきちんとした形のものとして質が捉えられるという見込みがあるのかどうかというそれが心配はないのかどうかということですね。

学校教育課長

はい、承知しました。基本的には10項目、評価観点ございまして、そして昨年度の8月、新基準ということになりまして、プラス1項目加わって11項目ということになりました。小学校の方はですね、すべてが満たすっていうところまではいかなくて、若干やはり届いていないところがございます。

中学校の方は小学校よりも多く届いていないところがございます。そこでですね、エネルギーベースにしまして、小学校のだいたい1.28倍を中学校で提供する、計算ではそのようにカロリーで計算するとそうなります。中学校の場合はどのくらいで提供していたかと申しますと、今まで1.2倍で提供しておりました。それは残食がある程度ございましたので、量を増やしてもやっぱり残ってしまうのではないかなというところでもございました。ただ今ご指摘の通り、栄養価が今の話題にもなっておりますので1.3倍にして提供しようということで今年の1月からそのような対応をさせていただきました。その結果ですね、だいぶ中学校も100を上回るという形で、まだ数項目届いていないところはございますけれども、割と100に近い、または100を超えているという状況がございます。栄養価に関しては以上でございます。

教育長

他に質疑ある方。よろしいですか。

(質疑なしの声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第2号を承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（平成31年度多賀城市 報告第 3号 一般会計予算に対する意見）

教育長

次に、臨時代理事務報告第3号「臨時代理の報告について」（平成31年度多賀城市一般会計予算に対する意見）を議題といたします。

内容につきましては、各課長から説明をいたします。

副教育長

それでは、議案の14ページをお願いいたします。

臨時代理事務報告第3号についてご説明を申し上げます。

これは、16ページですが、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成31年度多賀城市一般会計予算の調製について意見を求められましたが、委員会を招集する暇がなかったことから、15ページにありますように、平成31年2月7日に臨時代理により異議ない旨回答したので、報告するものです。

なお、これからご説明する平成31年度予算の内容ですが、昨日2月25日から市議会での予算特別委員会の審議が始まっておりまして、3月5日まで委員会の審議が行われる予定でございます。

それでは、「平成31年度多賀城市一般会計予算」の教育委員会関係分について、別冊の、臨時代理事務報告第3号資料の1によりご説明いたします。

なお、お手元にもう1冊、別冊の資料として、第3号資料の2として、実施計画がございまして、こちらは、実施計画に位置付けている事業の概要等を掲載したものでございまして、参考として、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは、資料3号の1、2ページ、3ページをお開き願います。

歳入予算の、全体の表でございます。3ページの表、一番下に、一般会計予算の歳入の合計額が出ておりますが、合計額は、274億1千万円でございます。

次の4ページ、5ページは、歳出の全体の表でございます。5ページ、表の上段の方に太枠で囲んだ、10款教育費がございますが、表の3行目、教育費の総額は、30億4千190万1千円でございます。平成30年度の当初予算と比較いたしまして、6.1%の伸び率となっております。

これから、内容につきましては主に、新年度からはじまる新規事業、復旧復興事業、その他特に説明を要する事業などについて、市議会への説明に用いました議案資料と同一のものの抜粋資料によりまして、市議会への説明内容と同様のもの、ご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、歳出からご説明いたしますので、42、43ページをお願いいたします。

学校教育課長

はじめに46・47ページをお願いいたします。

47ページ中段になります。学校教育課の説明欄10というところでございます。学校適応アセスメント検査事業ですが、これは、よりよい集団づくり、不登校、いじめの防止等に活用するために、年2回ハイパーQU検査の実施に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。49ページ中段になります。

説明欄21、学校給食費管理事業ですが、これは、児童生徒の保護者が納入する給食費を学校を経由することなく直接市へ納入するためのシステムを構築する経費です。主なものは、13節280万円、給食費管理システムの改修に要する経費です。

55ページをお願いします。

副教育長

55ページ 説明欄9、教育総務課の学校環境整備事業・多賀城小学校で、主なものとして、老朽化等による校舎内設置のエレベータ改修のための設計業務委託料です。なお、工事は、平成32年度を予定しております。

次に、同じページの下段、説明欄11、学校環境整備事業・多賀城東小学校ですが、主なもので、老朽化した校舎の長寿命化大規模改造工事のための、設計業務委託料と、老朽化した屋内運動場内のエレベータ改修のための工事費です。なお、大規模改造工事は、平成32、33年度を予定しています。

次に、59ページをお願いいたします。59ページの上段、説明欄3、学校ICT整備事業・小学校ですが、これは、平成32年度からの小学校新学習指導要領において義務化される「プログラミング教育」への対応のため、タブレット端末器を各小学校児童用、教員指導用としてリース料、及び、ワイファイ等のネットワーク環境整備のための機器借上げ料です。

次に63ページをお願いいたします。63ページ下段、説明欄8、学校環境整備事業・東豊中学校ですが、主なものは、次のページですが、老朽化した校舎内設置のエレベータ大規模改造の、人員、荷物用、バリアフリー化のための工事費です。

次に67ページをお願いいたします。67ページ中段、学校教育課の説明欄1、多賀城市・大宰府市中学生交流事業は、新規事業でございます。これは、歴史的な関わりのある友好都市「大宰府市」を本市の中学生の代表が訪れ、交流に充てる経費として217万円を計上するものでございます。主なものは、9節、約197万円で、児童等の移動や宿泊に要する経費です。

79ページをお願いいたします。

文化財課長

79ページ中段、文化財課の説明欄3、特別史跡多賀城跡復元整備事業ですが、これは、多賀城南門等復元整備事業の平成30年度、31年度で予定しております、総額5億5千597万円の事業費のうち、平成30年度で文化庁の補助事業採択を受けました4億2千万円の残り、1億3千597万円を計上するものです。

事業内容は、説明欄記載のとおりですが、13節で、設計業務委託料は、多賀城南門周辺の地形修復等に伴う盛土工事の実施設計業務（その2）と、多賀城南門等復元実施設計業務（その3）といたしまして、南門等復元に伴う建築確認申請関係業務及び復元事業に係る検討委員会議の運営補助を公益財団法人文化財建造物保存技術協会へ委託する委託料が、主なものです。

15節は、多賀城南門・築地を復元する箇所遺構を保護する養生盛土及び周辺土地の地形修復に係る盛土工事に要する経費として計上するものでございます。

先日の補正予算特別委員会でご承認をいただきました平成30年度の繰越明許費4億1千984万4千円と合わせて執行する予定です。

81ページをお願いいたします。

生涯学習課長

81ページ中段でございます。生涯学習課の説明欄1、市立図書館管理運営事業です。昨年度より、全体事業費で75万円の増額となっております。これは、19節負担金、再開発ビルA棟管理組合に対する負担金ですが、前年度の実績見込みや保険料の見直しなどにより、減額が見込まれました。一方で、現指定管理者の指定管理期間が平成31年度末で満了となりますため、次期指定管理者の選定を行う費用として、1節で、図書館運営審議会議の開催回数の増に伴う報酬額の増額のほか、新たに、指定管理者評価そして選定委員会の委員

報酬を見込んでいること。13節委託料の中で、水道光熱費の増額及び消費税の増税分に要する経費を見込んでいるものでございます。

85ページをお願いいたします。

文化財課長

85ページ中段、文化財課の説明欄7、埋蔵文化財緊急調査事業〔復興交付金〕ですが、昨年度より約2千100万円の増額となっております。これは、震災復興に関わる住宅建築や、宅地造成工事等に伴い実施する埋蔵文化財発掘調査の経費で、平成31年度では、個人住宅等の確認調査が9件と、宅地造成工事に伴う大規模な本発掘調査を予定しているためです。

次の87ページをお願いいたします。

87ページ上段、説明欄8、埋蔵文化財調査受託事業（ほ場整備）ですが、これは、多賀城地区ほ場整備に伴い実施する埋蔵文化財発掘調査に要する経費で、主なものは、1節の発掘作業員と遺物整理員の報酬と、14節で表土掘削に使用する重機等の借上げ料でございます。

また、12節の手数料は、発掘作業に従事する非常勤職員の確保が難しくなっていることから、不足する発掘作業員を民間企業等から派遣してもらうための経費です。

次の89ページをお願いいたします。

89ページ下段、説明欄14、埋蔵文化財調査センターの改修事業の1億5千万円は新規事業でございます。これは、収蔵資料の適切な保存・活用を図るため、埋蔵文化財調査センターの大規模改修を行うための経費で、平成31年度の文化庁補助において初年度分事業費に採択の見通しがつきましたことから、当初予算に計上するものです。

主なものは、12節のエレベータ改修に伴う確認申請手数料、15節の収蔵庫及び展示室の空調設備及びエレベータ等の改修工事費です。

埋蔵文化財調査センターは、昭和62年の開設から30年以上を経過し、設備等が老朽化しておりますことから、今回、当該センター内の荷物運搬用エレベータを改修するとともに、1階、中2階にある収蔵庫及び2階、3階の展示室に24時間稼働の空調設備を設置し、調査研究、普及啓発を行う施設としての環境の改善を図るものです。

93ページをお願いいたします。

生涯学習課長

93ページでございます。中段6の多賀城市市民プール改修事業でございます。こちらは新規事業でございます。利用者の安全対策のための措置として、6千120万円を計上するものでございます。

主なものとしましては、15節の工事請負費の6千110万円でございます。老朽化が進んでおります市民プール屋上の防水シートの張替え工事とそれからプール室内天井からの塗装の剥離片などが若干落ちてきたりする時があるということでございますので、その落下を防止するための措置として要する経費を計上するものでございます。

続きまして、7の多賀城市総合体育館改修事業でございます。こちらも新規事業でございます。老朽化する弓道場の一部修繕に係る経費といたしまして、591万9千円を計上するものでございます。

主な経費は、11節の修繕料となりますが、破損しております的場の木部のですね、そちらの張替え工事であったりとか、弓道場室内にありますスライディング式のドアがあるんですが、その立てつけなどもだいぶ悪くなっておりますのでその取り替え、あとは外壁など鉄骨部分で腐食であったりそれからもう欠損している部分がありますので、こういったものの原状回復に要する費用として計上するものでございます。

95ページをお願いいたします。

学校教育課長

95ページ下段になります。このページは学校給食センターに関するページになります。

説明欄5、学校給食 放射性物質 測定検査事業ですが、これは、市内小中学校の給食に使用する食材の放射性物質測定検査に要する経費でございます。

以上でございます。

副教育長

続きまして、債務負担行為についてご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

6ページ 第2表 債務負担行為でございますが、それぞれ記載の期間及び限度額の設定となりますが、教育委員会関係分の内訳などの詳細につきましては、108ページから111ページに記載しております。

こちらの資料によりご説明をさせていただきますが、消費税率引き上げに伴う債務負担行為の設定につきましては、表中内訳の欄の名称の後ろに星印を付しておりますので、説明を割愛し、新規の主なもののみ1件、ご説明させていただきますので、109ページをお願いいたします。

表の中段パソコン借上げ料の欄の5番でございます。学習者及び指導者用タブレット端末270台分の借上料として、平成32年度から平成36年度までの5年間の期間、限度額を7千581万6千円として設定するものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、引き続き歳入の説明を行いますので、12、13ページをお願いいたします。

副教育長

14款1項5目教育使用料は、332万3千円で、1節行政財産使用料は、35万5千円でございます。説明欄の、教育総務課から、文化財課までの用地、建物使用料につきましては、それぞれ電柱、自動販売機設置などの使用料でございます。

生涯学習課長

2節公民館使用料で、296万8千円の計上でございます。これは、山王地区公民館の各部屋の平成30年度の使用実績見込みなどをもとに、積算させていただきました施設使用料及び設備使用料でございます。

15ページをお願いいたします。

副教育長

次に、2項5目教育費国庫補助金は、3億5千572万5千円で、1節幼稚園費補助金で3千342万2千円は、幼稚園就園奨励費補助金で、補助率は記載のとおりでございます。

2節小学校費補助金、236万4千円で、説明欄、教育総務課関係で、1の理科教育振興費補助金、41万2千円は、小学校の理科備品購入に係る補助金で、補助率は記載のとおりです。

学校教育課長

続きまして学校教育課の説明欄1、要保護児童就学援助費（修学旅行費）補助金4万2千円、説明欄2、要保護児童医療費補助金7千円、説明欄3、特別支援教育児童就学奨励費補助金128万6千円ですが、生活保護世帯の修学旅行費と医療費、特別支援学級在籍児童の就学支援の扶助で、補助率は記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

上段、説明欄4、理科教育設備整備費等補助金61万7千円につきましては、小学校理科支援事業を推進するための補助金で、補助率は記載のとおりでございます。

副教育長

次に、3節中学校費補助金、743万1千円で、説明欄、教育総務課関係で、1の理科教育振興費補助金、44万4千円は、中学校の理科備品購入に係る補助金で、補助率は記載のとおりです。

学校教育課長

続きまして、学校教育課の説明欄1、要保護生徒就学援助費（修学旅行費）

補助金 23 万円、説明欄 2、要保護生徒医療費補助金 9 千円、説明欄 3、特別支援教育生徒就学奨励費補助金 76 万 9 千円につきましては、2 節でご説明申し上げた小学校費の扶助と同様で、補助率は記載のとおりでございます。

副教育長

ちょっと説明が抜けました。ちょっと戻っていただいてその学校教育課の上の番号の 2 でございます。学校施設環境改善交付金、597 万 9 千円ですが、これは歳出でご説明申し上げました東豊中学校エレベータの大規模改造事業に係る交付金で、交付基準額 1 千 776 万円に対する記載の補助率でございます。すみません、ちょっと抜けてしまいました、申し訳ございません。

文化財課長

続きまして、4 節社会教育費補助金で、3 億 1 千 250 万 8 千円を計上するものです。

はじめに、説明欄文化財課関係ですが、説明欄 1 の史跡等購入費補助金 1 億 6 千万円は、多賀城跡附寺跡の特別史跡公有化事業に対する国庫補助金で、補助率は記載のとおりでございます。

次の説明欄 2、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金で、1 の指定文化財管理費 16 万 6 千円は、特別史跡内に所在する国有地の管理に対する国庫補助金で、補助率は記載のとおりでございます。

2 の史跡等総合活用整備事業費補助金 6 千 798 万 5 千円は、歳出で御説明をいたしました特別史跡多賀城跡復元整備事業に対する国庫補助金で、補助率は記載のとおりでございます。

続いて、埋蔵文化財調査センター関係の説明欄国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 8 千 435 万 7 千円ですが、1 の市内遺跡発掘調査 750 万円は、個人住宅等の建築に伴う埋蔵文化財発掘調査に対するもの、2 の市内遺跡出土遺物保存処理 150 万円は、発掘調査で出土した、木製・金属製遺物の保存処理に対するもの、3 の市内遺跡埋蔵文化財保存活用整備事業 35 万 7 千円は、埋蔵文化財に関する展示・報告会の開催に対する国庫補助金です。補助率はいずれも記載のとおりでございます。

4 の埋蔵文化財調査センター改修事業 7 千 500 万円は、歳出で御説明をいたしました埋蔵文化財調査センターの大規模改修事業に対する国庫補助金で、補助率は記載のとおりでございます。

学校教育課長

次のページをお願いいたします。

16 款 8 目教育費県補助金 4 千 374 万 9 千円でございます。下段になります。1 節教育総務費補助金の 1 496 万 8 千円ですが、学校教育課の説明欄 1、学

び支援コーディネーター等配置事業費補助金107万4千円で、「自主学習支援事業」に充当されるものです。補助率は記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。21ページ上段、説明欄2「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業費補助金」1千389万4千円で、これは「子どもの心のケアハウス運営事業」に係る補助金です。補助率は、維持管理費が3分の2で、その他は10分の10でございます。

副教育長

次に2節幼稚園費補助金、493万2千円ですが、これは、被災入園児に対する幼児就園支援事業補助金で、35名分を見込み、補助率は記載のとおりです。

学校教育課長

3節小学校費補助金319万2千円ですが、学校教育課の説明欄1、宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金です。これは、震災で被災した児童対象の就学支援の補助金で、補助率は記載のとおりでございます。

4節中学校費補助金269万8千円ですが、学校教育課の説明欄1、宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金です。これは、3節同様、震災で被災した生徒対象の就学支援の補助金で、補助率は記載のとおりでございます。

生涯学習課長

5節、社会教育費補助金、1千795万9千円ですが、うち、生涯学習課の地域学校協働活動推進事業費補助金で995万9千円は、学校支援本部事業のほか、2事業に係る県補助金で、補助率は記載のとおりでございます。

文化財課長

次に、文化財課関係の史跡購入費補助金800万円は、先ほど国庫補助金で御説明をいたしました、多賀城跡附寺跡の特別史跡公有化事業に対する県補助金です。

学校教育課長

次のページをお願いいたします。22ページ下段になります。3項2目教育費委託金の533万9千円です。1節中学校費委託金で511万5千円ですが、学校教育課、説明欄1、スクールソーシャルワーカー活用事業にかかる委託金で、補助率は記載のとおりでございます。

文化財課長

続いて、2節社会教育費委託金で、文化財課関係の宮城県教育委員会経由処理交付金22万4千円は、文化財保護に係る宮城県教育委員会からの委任事務に伴うもので、特別史跡の現状変更手続き等の平成31年度分概算交付金です。

学校教育課長

26 ページ、27 ページをお願いいたします。

17 款 2 項 2 目物品売払収入、2 億 4 千 5 3 8 万 1 千円で、1 節物品売払収入、同額のうち、学校給食センターの説明欄 1、学校給食費徴収金としては、小学校、中学校合わせて 2 億 4 千 2 2 2 万 5 千円を現年度徴収として見込んでおります。

また、説明欄 2、学校給食費徴収金過年度分 3 1 5 万 5 千円を過年度分として見込んでおります。

次のページをお願いいたします。21 款 1 項 1 目延滞金 5 0 0 万 1 千円で 1 節延滞金、同額のうち学校教育課ですが、支払い督促の申立てを行い、和解した家庭から支払われる遅延損害金等 1 千円の科目設定でございます。

文化財課長

次のページをお願いいたします。

21 款 4 項 3 目教育費受託事業収入、1 億 1 千 7 5 1 万 6 千円の計上です。1 節社会教育費受託事業収入で、説明欄の埋蔵文化財発掘調査受託は、歳出で御説明いたしました埋蔵文化財調査受託事業（ほ場整備）等に係る受託事業収入です。

学校教育課長

次のページをお願いいたします。

33 ページの下段、4 節になります。独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収金 2 0 8 万 1 千円で、学校教育課として 4 千 3 5 4 人分を見込み、2 0 0 万 2 千円でございます。

次のページをお願いいたします。

副教育長

このページは、6 節雑入の計上でございますが、例年同様の内容となっておりますので、説明は省略をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

文化財課長

21 款 5 項 4 目過年度収入で 1 千円の計上です。

1 節過年度収入で、文化財課関係の県費過年度収入 1 千円は、文化財保護補助金で、宮城県教育委員会経由処理交付金の精算に伴う、平成 29 年度分の過年度収入です。

副教育長

次に、22 款 1 項 3 目の教育債で、1 億 4 千 3 5 0 万円ですが、1 節小学校債から、3 節文化財整備活用事業債ですが、それぞれ記載の歳出予算計上事業費に充当するものでございます。

これで歳入の説明を終わりました、以上で、平成31年度教育委員会所管分一般会計歳入歳出予算の説明を終わります。

教育長

ただいまの説明に質疑ありませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、臨時代理事務報告第3号を承認します。

議案第 4号 多賀城市史跡管理委員設置規則の一部改正について

教育長

次に、議案第4号「多賀城市史跡監理員設置規則の一部改正について」を議題といたします。

内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。

文化財課長

はじめに、規則改正の背景ですが、文化財保護管理事業に係る維持管理業務においては、特別史跡多賀城跡附寺跡の公有化により、教育委員会の管理地が増加していること、公有化の進展に伴い、地域住民が地域外に移転してしまうことで、旧農地や山林が荒廃化により除草等が増加傾向にあること、それに加え、宮城県の整備した史跡内施設が経年劣化等により、小破修繕が年々増加していることなど、文化財の維持管理に係る業務量の増大が見受けられます。

また、特別史跡多賀城跡復元整備事業の着手や宮城県の政庁南面整備事業の進捗等によりまして、今後も維持管理の業務が増大していく状況にあります。

近年、特別史跡多賀城跡においては、「名勝『おくのほそ道風景地』指定」や、市内の歌枕の地などが日本遺産の認定を受けたこと等により、市内の文化財を訪れる方々が増加しており、それら来訪者の皆さまに対し、多賀城跡を訪ねての満足度を向上させることが重要な課題となっています。

このような状況の中、維持管理費を抑制しながら、来訪者に満足度の高い文化財環境を提供するため、現在、民間委託で行っております市内の文化財施設の除草等維持管理業務について、本市の非常勤職員である史跡管理員が直接、効率的な業務運営を担うことで現在考えているところでございます。予算につきましては、先ほど臨時代理事務報告の第3号でご説明をいたしました平成31年度予算の中で史跡管理員を2名から3名に増員する予算を計上してござ

います。

今回の規則改正は、そのような市内文化財施設の維持管理を行う史跡管理員の業務範囲を、現在の特別史跡多賀城跡附寺跡に加え、特別史跡以外の文化財課所管施設まで拡大するためのものです。

それでは、議案第4号「多賀城市史跡管理員設置規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたしますので、議案20ページの新旧対照表をお開きください。この新旧対照表につきましては、表の右側が改正前、旧ですね、左側が改正後、新となります。

第1条の設置目的につきましては、史跡管理員の業務範囲を「特別史跡多賀城跡附寺跡の保存管理」と、市内特別史跡に限定しておりますが、その部分を「特別史跡多賀城跡附寺跡及び市内文化財施設等（以下「特別史跡等」という。）の保存管理」と、文化財課が所管する文化財施設全般の維持管理に改めるものでございます。

第2条の職務内容におきましても、第1号の見回り監視を行う範囲、及び第2号の清掃及び除草を行う範囲、並びに第3号のその他維持管理を行う範囲について、「特別史跡多賀城跡附寺跡内」から「教育委員会が指定する特別史跡等」と、文化財課が所管する文化財施設全般の維持管理に改めるものでございます。

今回改正する第1条及び第2条の規定につきましては、平成31年4月1日が施行期日になります。

以上で、議案第4号、多賀城市史跡管理員設置規則の一部改正についての説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

根本的なところでは、特に意見とかないんですが、2名から3名ということだけで1名加えることで、この広大な地域をお一人だけ増加するというだけでカバーできるかどうかということと、逆にこの拡大されたものが将来的に縮小される時には規則自体もまたそれに応じて変更できるのかということがこの2点と、そのもうひとつ訪れる方が多いというところで、この条例と直接関りはないんですけども、遠くからいらっしゃった時、女性なんか特にトイレの問題がありまして、そういうトイレとかいうのは、これとはちょっと離れるんですけども、今後その景観にそぐわないような形ではなく、その史跡があった形でなんかそういうことが設置できるかどうかというのをひとつの可能性としてあるかどうかということをお尋ねしたいです。

教育長

文化財課長。

文化財課長

はい、2点ご質問いただきましたが、まず1点目、この広大な史跡に加えて市内の文化財までも3名体制でということですが、今現在、こちらについては、シルバー人材センターとか観光協会をはじめ、あとは地元の後継者クラブの方々というところに委託をして、民間委託で行ってる部分をすべてこの史跡管理員3名でカバーするというのではなく、そのうちの一部、特に政庁跡、今から南門それから県の方の南面整備が進んでまいります、政庁跡を訪れる方々に、より満足度を高めていただくために、常に政庁跡を中心とした訪れる方が多い部分につきまして、こちらの史跡管理員を増員し常々除草を行っていただくということを考えております。ですからすべてをカバーすることはなかなか難しいものですから、特に訪れる方々に一番目立つというか、訪れる方が多い部分につきまして、今まで年に4回か5回しか除草がされてなかった部分について、それをこの方々に常々より多く除草していただいて、来る方がいつもきれいな状態で多賀城跡を訪れていただけるようにということで考えております。それにあたっては1名増やすことで人件費もかかりますので抑制効果もちょっと考えて、本来ですともっと増やしたいんですが、ということで財政のことも考えて今回は3名と予算計上しております。将来的には、このより満足度を上げるためには、もっと必要であるという時には、予算としても考えながら検討してまいりたいと思っております。

あとトイレの問題は確かにいろんな場でご要望とかご意見いただきますが、今現在ですね、宮城県が設置しておりますトイレといたしましては、多賀城の南門跡のところにございますし、東門の北側の市道を挟んで、北側のところが宮城県が設置したトイレということで、多賀城市が設置しておりますのは、管理事務所の市川で使っております管理事務所の脇に多賀城市が設置したトイレが3か所ございます。確かに水洗トイレとしては設置しておりますが、今現在洋式トイレの設置はありません。

そういうことで訪れる方々に大変ご迷惑をかけておりますが、今の南門等の復元、整備計画の中では、まず南門の南側に今ちょうど中央公園で駐車場整備しているところにまずトイレを設置するという計画がございますし、あと多賀城の政庁の北側に、そちらの方にバスでおいでいただいた方があそこのガイダンス施設、今後建設するところを通過して、南門を通過して政庁を見ていただくという動線を考えておりますけれども、その政庁跡に行ったあとにバスを転回させるための、北側にバスの転回所を今計画をしております。そのところにも待合所と合わせてトイレの設置も考えておりますので、その中で洋式化とかト

イレの水洗化とかそういう部分については対応していきたいということで、今すぐということにはなりません、今の計画の中ではそのような計画がされているということでございます。以上でございます。

教育長

他に質疑はありませんか。根來委員。

根來委員

「特別史跡等」となっていますが、この「等」というのは何を想定して「等」となっているのでしょうか。

文化財課長

「等」というのには、文化財課が所有しております土地、施設、特別史跡というのは多賀城跡と廃寺、あとは、柏木遺跡、山王の千刈田の国司の館跡、あとは、城南の政庁駅の北側の館前遺跡、5か所なんです、それ以外に文化財課が所管しておりますのは、城南地区の中に将来的には国土交通省の補助をいただいで、南北大路と東西大路のちょうど交差点のところに公園を作る計画がございますが、あそこの漏刻とって、水時計があるんですが、あそこも文化財課が所管しておりますし、あと、市民の方にはあまり、周知というか認知されてないんですが、新田の方に南安楽寺古碑群という碑が一か所にまとまっているようなところも文化財課で所管しているということで、あとは大代の横穴古墳群とかそういうところの土地とか施設とかを含めて、今後、管理員の方々に巡回をしながら維持管理をしていただこうと。

今どうしても2人体制なものですから、政庁と廃寺くらいまでの範囲しか巡回とか維持管理できてない部分ございますので、増員を今回するにあたりまして、市内の全域のそういう文化財課が所管している施設等を行いたいということで、特別史跡等ということですのですべてのエリアということを考えております。ただ定期的にすべてのところを網羅、常々1週間に1回とか行けませんので、ちょっと来訪者が多いところは1週間に1回くらい、あとは少ないところは1か月に1回くらい、そういう部分で維持管理をしていこうということで考えております。

根來委員

つまり、今までよりも維持管理の目が行き届く環境にするためということで、この「等」ということで含めてということですね。

文化財課長

はい、今までは限定して特別史跡の特に政庁跡に限定していたところを文化財課所管の施設に広げるということでございます。

教育長

他に質問ありませんか。よろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第4号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第4号について原案のとおり決定します。

報告第 1号 「周知の埋蔵文化財包蔵地（山王遺跡）の範囲変更（拡大）について」

教育長

次に、報告第1号「周知の埋蔵文化財包蔵地（山王遺跡）の範囲変更（拡大）について」を議題といたします。

内容については、文化財課長から説明をいたします。

文化財課長

それでは、議案23ページの別紙1によりましてご説明をさせていただきますと思います。

まず、今回の埋蔵文化財包蔵地の拡大の概略をご説明をいたします。

平成27年度より、多賀城地区ほ場整備事業に伴い、周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査を実施いたしますとともに、隣接地についても試掘確認の調査を実施してまいりました。その試掘調査で遺構が発見された場合につきましては、本発掘調査にシフトし、適切に記録保存を行ってきたところでございます。

この度のほ場整備に伴う発掘調査では、周知の埋蔵文化財包蔵地の外側からも遺構が発見されたため、その成果に基づき、平成28年度と平成29年度に、埋蔵文化財包蔵地の範囲拡大に関する手続きを行ってまいりました。

平成28年度につきましては、北部工区の内館館跡と新田遺跡、平成29年度は西部工区の新田遺跡・山王遺跡・大日南遺跡の範囲を拡大して来たところでございます。

今回の範囲拡大は、平成29年12月から平成30年の11月にかけて実施いたしました、中部工区の山王遺跡南側隣接地の発掘調査により遺構の広がり

を確認したことから、約7万7千㎡を新たに埋蔵文化財包蔵地に加えるものでございます。

24ページの、上の地図をご覧くださいと思います。

青線の範囲が、ほ場整備事業開始前の周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲でございます。緑線の範囲が、ほ場整備事業に伴う発掘調査により、平成28年度と平成29年度に、埋蔵文化財包蔵地の範囲を拡大した箇所でございます。

今回新たに拡大する範囲は、赤で着色した市道山王高橋線の東側の水田内で、山王遺跡の南側の範囲になります。この範囲では、古代の道路跡や、当時の畑作の畝に関連すると考えられる小溝跡などが発見されております。

同じページの、下の地図をご覧ください。

この地図を拡大したものが26ページ最後のページに載せておりますが、これを見ていただくとより分かりやすいと思います。

今回拡大する範囲で発見されました注目すべき遺構といたしましては、南北道路があります。これは多賀城跡の南側には、南北大路と東西大路を基軸として、碁盤の目の状に区画されたまち並みが広がっておりますが、それが更に延伸されていたことが明らかになっております。

このうち、26ページ参考地図の西6・西7・西8と示した南北道路が、今回の拡大範囲まで延伸していることが明らかになっております。

現代の道路には、排水用の側溝が敷設されておりますが、平安時代の道路にも同様に排水用の素掘りの側溝が取り付けられておりました。発掘調査では、道路両側に平行する側溝を発見することで、道路跡の延長を確認しております。これら平安時代の道路は、今回拡大する南端までは延びていないことも確認しております。南端の箇所では、古代の畑作に関連すると考えられる小溝跡や、耕作域を区画するための溝跡などが発見されております。

今回の発掘調査によりまして、古代のまち並みが、これまで知られていた範囲より更に南側に広がっていたことが分かってまいりました。また、古代多賀城を支えた食糧資源の生産域が周辺に分布していたことも明らかになったことは、非常に重要な成果と言えるところでございます。

25ページをご覧ください。ここでは、3ヵ年のほ場整備事業に伴う埋蔵文化財包蔵地の範囲変更を取りまとめております。

現在、ほ場整備事業に伴う発掘調査は、山王遺跡内を北側に進めており、今後の調査予定区域は、全て周知の埋蔵文化財包蔵地内となります。よって、埋蔵文化財包蔵地隣接地の発掘調査は、今回示した範囲で終了となり、ほ場整備事業に伴う埋蔵文化財包蔵地の範囲拡大も、今回が最後となります。

ほ場整備事業開始前の特別史跡を含めた市内遺跡の面積は約524万㎡で、

市の面積の占める割合は26.6%でしたが、ほ場整備事業に伴う発掘調査により、内館館跡、新田遺跡、山王遺跡、大日南遺跡の範囲が拡大しており、その拡大面積は約40万㎡で、市の面積に占める割合の2.1%となっております。

今回の発掘調査結果に基づく範囲拡大後の特別史跡を含めた史跡の面積は約564万㎡で、市の面積に占める割合も28.7%となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、報告第1号の説明を終わります。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等ありましたらお願いいたします。根来委員。

根来委員

質問があります。新聞などでも報道されてますように、10歳の子供が虐待といいましょか、亡くなられたという事件を踏まえて、文科省から各都道府県の教育委員会にそれに関する通達がでて、それをもとに県の方からも各市町村に通達が出てると思うんですが、それに関連して多賀城市がとった何か方法といえますか、手段があるのであればそれを教えていただきたいなと思います。

教育長

学校教育課長。

学校教育課長

まず虐待ということで、校長会、教頭会があったんですけども、家庭の環境、様子をしっかりと見取って、もしこれが通告ということであれば、即座に子育て支援課または児童相談所に通告と、ためらわずにということで、そこところはしっかりと確認をしたところでございます。一番はそういうところであると学校で注意深く見取るというところをお話ししておりました。

あとは庁舎内では子育て支援課と連絡を取り合っている状況でございます。

教育長

根來委員。

根來委員

教育委員会で管轄している範囲の話だけではないと思いますので、今、課長がおっしゃったように、やっぱり子育て支援課等と連携をして、注意が必要な環境にある家庭だとか子供さんっていうのは、双方に連絡を取り合って兄弟関係もあると思いますので、そこを学校ごとに把握をして担任が注視するところとところがすごく大事な要素だと思いますので、その横縦の連絡のスムーズな流れというものを考えて取り組んでいただきたいと思います。

教育長

他にありませんか。生涯学習課長。

生涯学習課長

報告事項が1点ございます。実は本年、2月の18日付けで教育長あてに、CCCが個人情報を探査当局に提供していた問題について、公開質問状と題した文書をいただいたということのご報告でございます。これは平たく申し上げますと、昨今マスコミ等で報道されておりますTカード個人情報の提供に関する報道案件に端を発した案件でございます。CCCがその会員の個人情報を裁判所の令状なくして捜査関係照会書、これは、刑事訴訟法に規定するものでございまして、いわゆる警察内部での意思決定に基づいた依頼文書となっております。これに、それに応じて捜査機関に情報を提供していた事案なんですが、CCCというのは本市の図書館の指定管理業務を担っていることだから、今回の事案に対して教育委員会としてどういうふうに対応するんだという回答を求められているものでございます。

実はいただいた文書の回答期限につきましては、本日2月26日までとなっているところでございますけれども、現在こちら教育長の裁量の範囲の事務ということで、現在事務手続きを進めているところでございます。

つきましては委員の皆さま方に対しては、次回定例会ということになってしまいかんと思っているところでございますけれども本件の内容について改めてご説明させていただきたいと考えておりますので、ご承知おきいただければと思います。よろしく願いいたします。

教育長

他にございますか。

(「ありません」の声あり)

教育長

他にないようですので、以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもちまして、平成31年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後3時20分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課参事兼課長補佐 松戸 幸二

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成31年3月20日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印